

— 特集 —

# 部落差別は、明治以後

## なぜ残されてきたのでしよう

前回の同和教育シリーズまで約一年間にわたって、被差別部落が作られた過程を詳しく述べてきました。そして、部落の歴史を学んだ小学生と同和教育推進講座を受けた方の感想文を紹介しました。

部落差別をなくする運動を続けてきた先人、山本文平さんは「部落問題を知ること、これは、人間を知り、社会を知り、己を知ることである。知ること、知ろうとすることから、すべてが始まる」という言葉を残していますが、先の二人の感想文でも、部落問題を学び、現在も続いている不合理な差別に憤りを感じ、「正しいことを知る」こと、そのための学習の大切さを訴えています。

部落差別は、明治以後なぜ残されてきたのでしよう」を四回に分けて掲載します。「解放令」が出され、被差別部落の人たちの身分はなくなり、部落問題はもうとっくに解決されているはずなのに、どうして今日まで部落差別が残されてきたか、考えてみましょう。

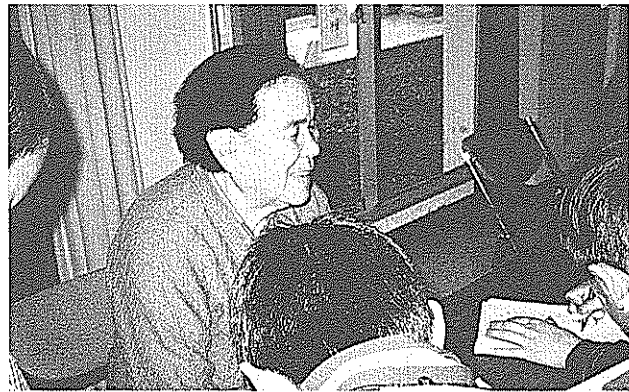
### 「解放令」は 出されたが

封建時代の徳川幕藩政治から、明治維新を迎えて間もない一八七一年（明治四）年八月二十八日、明治政府は太政官布告第六一号によって、いわゆる「解放令」を出しました。「えた・非人等の称を廃され候 条、自今、身分職業共、平民同様たるべき事」という

ものです。この「解放令」によって、これまでの賤民身分は、その差別的な呼び方とともに解消され、農・町人と同じ身分になりました。百二十年も前のことですが、このときから、部落差別は日本の社会から永久に消えることになったのです。

ところがどうでしょうか、被差別部落の人たちの身分はなくなってもかわらず、部落差別は百年以上たった今もなお生き続けているのです。「解放令」は、被差別部落の人たちにとっては夢にまで見たことが現実のものとなり、それはたいへん大きな喜びでした。あの骨がきしむほどにつらい差別の言葉を聞かなくてすみ、どんな職業にも自由に就くことができるようになったというのですから、被差別部落の人たちは、赤飯をたいて祝ったといえます。

差別的な呼び方を廃止し、職業の自由を認めたといいながら、当時としては大きな意義を持っていました。しかし「差別的な呼び方は廃止された」「これからは、身分も職業も平民と同様であるべき」といって書かれてい



織字学級で学ぶおばあちゃん